

かごしまの“食”交流推進計画 (第4次)

～地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現のために～



かごしまの“食”交流推進会議

は　じ　め　に



私たちが生活していく上で、「食」は重要な命の源です。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

しかし、食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な問題を抱えています。

高齢化が進行する中、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が課題となっており、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しています。また、ライフスタイルや食に関する価値観も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増え、地域で育まれてきた伝統的な食文化が失われることも危惧されています。

さらに、食生活の場と農林水産業の生産の場との距離は、広がったままであり、日常の食を通じて農林水産業・農山漁村の役割や現状を理解する機会が充分であるとは言えません。

国においては、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17年7月に食育基本法が施行されました。これに基づき、食育推進基本計画が作成され、本年、見直されたところです。

本県におきましても、「地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の普及・定着」を目指して、かごしまの“食”交流推進会議を設立するとともに、平成14年3月に「かごしまの“食”交流推進計画」を策定し、本県ならではの多彩な食文化を生かした取組や、県産農林水産物の良さを実感できる取組などを促進してまいりました。

今般、本県の食育・地産地消の更なる展開を図るため、関係機関・団体や、地域で主体的に活動を展開されている方々の御意見を踏まえ、「かごしまの“食”交流推進計画」の見直しを行い、第4次計画を策定しました。

この計画は、県の行動計画であることはもとより、県民の皆様や関係機関・団体が食育・地産地消に取り組まれる際の基本的な指針としても活用していただける内容となっております。

今後とも、県民の皆様とともに「かごしまの“食”」を実現するための取組を進めてまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

令和3年3月

鹿児島県知事 塩田 康一

(かごしまの“食”交流推進会議会長)

目 次

I 計画の策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の性格	2
第3章 計画の期間	2

II 「かごしまの“食”」を取り巻く現状と課題

第1章 「かごしまの“食”」の現状	3
第2章 「かごしまの“食”」の課題	18

III 「かごしまの“食”」交流推進目標と施策の体系

IV 「かごしまの“食”」交流推進のための施策

V 計画の実現に向けて

VI 本県の関係計画・指針等との関係

VII 数値目標

《参考資料》

▼ かごしまの“食”交流推進計画（第3次）の取組による数値目標の達成状況	30
▼ 食育基本法	31

▼ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 [六次産業化・地産地消法] (抜粋)	39
▼ 「かごしま食と農の県民条例」に基づく基本方針（抜粋）	44
▼ かごしまの“食”交流推進会議設置要領	45
▼ 食生活指針	46
▼ かごしま版食事バランスガイド	47
▼ 「かごしま生き生き食の日」の啓発資料	49
▼ 「かごしまの味～伝えたい、広めたい、郷土の“食”～」紹介 · 50	
▼ 用語説明	52

■表紙写真■

桜島だいこん みんなで収穫

I 計画の策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨

高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しています。また、人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食の拡大が進行する中で、食に関する価値観や暮らし方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増加しています。さらに、地域で育まれてきた伝統的な食文化の衰退も懸念されています。

こうした状況に対応するため、平成17年7月に「食育基本法」が施行され、本県においても、各場面で食育に関する取組が展開されてきております。

一方、食の海外依存による食料自給率の低下や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土と豊かな自然の中で生産される県産農林水産物への期待は高まりつつあるところです。

このようなことから、「地産地消」を基本とした県民の健康で豊かな食生活の更なる普及・定着を進めるため、これまで推進してきた「かごしまの“食”交流推進計画（第3次：令和2年度）」の取組状況やその成果、最近の「食」を取り巻く環境なども踏まえて、推進目標や推進方策・施策の方向性等を示した「かごしまの“食”交流推進計画（第4次）」を策定します。

この計画における、「かごしまの“食”」とは、鹿児島の新鮮で安心・安全な農林水産物及びそれを食材として積極的に活用する「健康で豊かな食生活」を指しています。

1 「健康な食生活」とは

- (1) 安心・安全な食材を活用した食生活
- (2) 多くの種類の食品を上手に組み合わせた食生活
 - ・栄養バランスのとれた食生活
 - ・食材の素材の特徴を生かした食生活
 - ・食品の機能性を生かした食生活
- (3) 欠食のない規則正しい食生活
- (4) 食材に関する正しい知識や調理法を生かした食生活

2 「豊かな食生活」とは

- (1) 四季の変化に応じた旬の県産農林水産物を味わえる食生活
- (2) 地域の伝統的な食文化を味わい、楽しめる食生活
- (3) 生産者との交流等により、食材や産地のイメージが描ける食生活
- (4) 「食」を通したコミュニケーション豊かな食生活
- (5) 地域食材を生かした新しい料理・食品を楽しむ食生活

第2章 計画の性格

1 この計画は、「かごしま食と農の県民条例」に基づく基本方針を推進するためのものです。

また、「食育基本法（平成17年法律第63号）」第17条に基づく「鹿児島県食育推進計画」、及び「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）」の施策のひとつである「地産地消を推進するための計画」、さらに「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）」（以下、「六次産業化・地産地消法」という）第41条に基づく「鹿児島県農林水産物の利用の促進計画」として位置づけるものです。

2 この計画は、「健康かごしま21」「かごしま子ども未来プラン」「鹿児島県教育振興基本計画」などと密接な連携のもとに展開されるものです。

また、「かごしまブランド」確立運動など各種農林水産業の振興対策や「鹿児島県観光振興基本方針」、さらには「鹿児島県食の安心・安全推進条例に基づく基本計画」などとも連携を図りながら進めるものです。

3 この計画は、県民、関係機関・団体及び行政が、それぞれの役割を理解し、県民の健康で豊かな食生活を実現するため、主体的な取組や参加を促進するものです。

第3章 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢等の変化により、計画期間内においても必要に応じて見直しの検討を行うものとします。